

議案第101号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年12月13日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び<u>附則第13項第2号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。 2及び3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの	（期末手当） 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。 2及び3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの

基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第13項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 及び 6 略

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

（2） 略

基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 及び 6 略

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

（2） 略

3～5 略

附 則

1～12 略

13 当分の間、職員（第3条第1項の給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級である者であつてその号給がその職務の級の最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1） 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））

3～5 略

附 則

1～12 略

13 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、同条第3項中「100分の75、」とあるのは「100分の70、」と、第20条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在
において当該特定職員が受けるべき給料
月額（第 19 条第 5 項の規定の適用を受け
る職員にあっては、当該合計額に、当該合
計額と同項に規定する 100 分の 15 を超え
ない範囲内で規則で定める割合を乗じて
得た額を加算した額）に、当該特定職員に
支給される期末手当に係る同条第 2 項各
号列記以外の部分に規定する割合を乗じ
て得た額に、当該特定職員に支給される期
末手当に係る同項各号に定める割合を乗
じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た
額（最低号給に達しない場合にあっては、
それぞれその基準日現在において当該特
定職員が受けるべき給料月額減額基礎額
（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員
にあっては、当該合計額に、当該合計額に
同項に規定する 100 分の 15 を超えない範
囲内で規則で定める割合を乗じて得た額
を加算した額）に、当該特定職員に支給さ
れる期末手当に係る同条第 2 項各号列記
以外の部分に規定する割合を乗じて得た
額に、当該特定職員に支給される期末手
当に係る同項各号に定める割合を乗じて得
た額）

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在
において当該特定職員が受けるべき給料
月額（第 20 条第 4 項において準用する第
19 条第 5 項の規定の適用を受ける職員に
あっては、当該合計額に、当該合計額と同
項に規定する 100 分の 15 を超えない範囲
内で規則で定める割合を乗じて得た額を
加算した額。附則第 16 項において「勤勉
手当減額対象額」という。）に、当該特定
職員に支給される勤勉手当に係る第 20 条
第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た
額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号
給に達しない場合にあっては、それぞれそ
の基準日現在において当該特定職員が受

けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第24条第1項 前各号に定める額

イ 第24条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第24条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの

<u>勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額) に相当する額を減じた額とする。</u> <u>16 附則第 13 項の規定が適用される間、第 20 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.0125 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 67.5 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</u>	
---	--

第 2 条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500

19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000

60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			

	101		301, 000	351, 300			
	102		301, 400	351, 700			
	103		301, 800	352, 100			
	104		302, 200	352, 500			
	105		302, 400	353, 000			
	106		302, 800	353, 400			
	107		303, 200	353, 800			
	108		303, 600	354, 200			
	109		303, 800	354, 700			
	110		304, 200	355, 100			
	111		304, 600	355, 500			
	112		305, 000	355, 900			
	113		305, 200	356, 400			
	114		305, 600				
	115		306, 000				
	116		306, 400				
	117		306, 600				
	118		306, 900				
	119		307, 200				
	120		307, 500				
	121		307, 900				
	122		308, 200				
	123		308, 500				
	124		308, 800				
	125		309, 200				
再任用 職員		186, 300	214, 000	258, 400	278, 700	294, 300	320, 300

第3条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準) 第4条 略 2～5 略 6 前項の規定により職員を昇給させるか否 か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同 項に規定する期間の全部を良好な成績で勤 務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の 級が2級以下である職員のうち規則で定め	(昇給等の基準) 第4条 略 2～5 略 6 前項の規定により職員を昇給させるか否 か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同 項に規定する期間の全部を良好な成績で勤 務した職員の昇給の号給数を4号給とする ことを標準として町長が規則で定める基準

る職員にあっては5号給)とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 7～11 略	に従い決定するものとする。 7～11 略
--	------------------------------------

(三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～6 略 （給与の切替えに伴う経過措置） 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成22年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に<u>100分の99.59</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（<u>給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）を給料として支給する。 略 8～13 略	附 則 1～6 略 （給与の切替えに伴う経過措置） 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成22年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に<u>100分の99.76</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 略 8～13 略

第5条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～6 略 (給与の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成 22 年 1 月 1 日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に 100 分の 99.59 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）<u>に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）</u>を給料として支給する。 略 8～13 略	附 則 1～6 略 (給与の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成 22 年 1 月 1 日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該給料月額に 100 分の 99.59 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。 略 8～13 略

第6条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
附 則	附 則

1 ～ 6 略

7 削除

8 削除

9 削除

1 ～ 6 略

(給与の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成 22 年 1 月 1 日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員にあつては、当該給料月額に 100 分の 99.59 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（町長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 24 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めら

10 削除	<u>れるときは、当該職員には、町長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給する。</u> 10 <u>前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定の適用については、給与条例第8条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年三朝町条例第5号)附則第7項の規定による給料の額との合計額」とする。</u>
11～13 略	11～13 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条、第5条及び附則第4項の規定 平成23年4月1日

(2) 第6条の規定 平成24年4月1日

(平成23年1月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 2 平成23年1月1日前に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年三朝町条例第 号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成26年3月31日までの間における三朝町職員の給与に関する条例の適用に関する特例)

- 3 昇給抑制対象職員(平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に、三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年三朝町条例第5号)附則第11項の規定の適用を受けて昇給した職員及び規則で定める職員をいう。)に係る平成26年3月31日を限度とする規則で定める日までの間における次の表の左欄に掲げる三朝町職員の給与に関する条例の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第6項	4号給	5号給
第4条第7項	4号給	5号給
	2号給	3号給

- 4 第3条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例第4条第6項の規則で定める職員(前項の昇給抑制対象職員に限る。)に係る平成26年3月31日を限度とする規則で定める日までの間における同項の適用については、同項中「5号給」とあるのは「6号給」とする。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> 附 則 1 略 <u>(給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u> <u>2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第13項第1号から第3号までの規定の適</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>三朝町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> 附 則 1 略 <u>(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止等)</u> <u>2 育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年三朝町条例第24号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。</u>

用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第2号及び第3号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額（）」と、「料月額減額基礎額」とあるのは「料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。 3 <u>第15条第1項の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。</u> 4 <u>給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第19条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは「附則第15項」とする。</u>	
--	--

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 7 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 2及び3 略 4 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、別で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、<u>第8条第2項</u>に規定する勤務をしないことを承認しな	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 2及び3 略 4 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、別で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、<u>前条第2項</u>に規定する勤務をしないことを承認しな

なければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。 5 略 (介護休暇) 第15条 略 2 略 3 介護休暇については、三朝町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。	なければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。 5 略 (介護休暇) 第15条 略 2 略 3 介護休暇については、三朝町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。
---	--

- 8 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

(三朝町職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

- 8 三朝町職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第16条」とあるのは、「附則第15項」とする。

附則第9項から第12項までを削る。